

—省エネ適合性判定を受けた建築物—

建築主、工事監理者、工事責任者の皆様へ

当社で建築確認と省エネ適合性判定を受けた建築物の今後の必要な手続きについて

★省エネ計画に変更が生じた場合

(1) 省エネ法の計画変更該当する次の「計画の根本的な変更」が生じた場合は、当該工事着手前に「変更計画書」を提出して下さい。

- 建築基準法上の用途の変更
- モデル建物法を用いるモデル建物の変更
- 評価方法の変更（標準入力法⇔モデル建物法）

(2) 軽微変更がある場合

完了検査申請時に軽微変更 A、軽微変更 B の場合は軽微な変更説明書を、軽微変更 C の場合は軽微変更該当証明書を添付して下さい。

軽微変更 A 省エネ性能が向上する変更

軽微変更 B 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物で一定範囲内のエネルギー消費性能を低下させる変更

軽微変更 C 再計算によって基準適合が明らかな変更

再計算した内容で「軽微変更該当証明申請書」を提出して下さい（要手数料）。提出時期はその部分の工事着手後でも可能です。ただし、審査には計画変更審査相当の時間が必要ですので、完了検査申請直前とならないよう注意して下さい。

★検査について

省エネ適合性判定に係る中間検査はありません。

完了検査について

省エネ適合性判定を受けた建築物は、建築確認の完了検査において確認検査員が省エネ適合基準について併せて検査を行いません。

完了検査では、最新の計画書及び図書、軽微な変更説明書、軽微変更該当証明書等により検査を行いませんので、現場に図書等の準備をお願いします。下記「**省エネ基準工事監理報告書**」をご提出頂きますが、必要に応じて工事監理写真、納品書等で仕様の確認を行いません。準備頂く資料については、国交省主催のフォローアップセミナー等で配布されている「**工事監理確認書類例**」（ダウンロードは↓↓）を参考にしてください。

https://jutakusetsumeikai-file.jp/shoene_a_2017/text/sekkeikanri_doc_04.pdf

（入手が難しい場合はご相談ください。）

完了検査提出書類

省エネ基準工事監理報告書

軽微変更 A、軽微変更 B があった場合 軽微な変更説明書

軽微変更 C があった場合 軽微な変更説明書及び軽微変更該当証明書写し

ただし、「計画書」申請時に当社様式の委任状・同意書を提出されている場合は、軽微変更該当証明書写しの提出は不要です。

その他ご不明なことがありましたら下記までお問い合わせください。

連絡先 ユーイック（（株）都市居住評価センター）省エネ判定事業部

TEL03-5404-2380 FAX03-3595-0900

<軽微変更の詳細>



軽微変更 A 省エネ性能が向上する変更

- 建築物高さもしくは外周長の減少
- 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
- 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- 設備機器の効率向上、損失低下となる変更（空調熱源機器で容量変更を伴わない COP 値の向上など）
- 設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更（照明器具の省エネ制御の追加など）
- エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設（太陽光発電の新設、増設など）

軽微変更 B

一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物で一定範囲内のエネルギー消費性能を低下させる変更（計画変更前のエネルギー消費性能が基準値より一割以上高い建築物について、変更後の各設備のエネルギー消費性能の低下が一割以内に収まるものとして以下に該当する変更）

• **空気調和設備**

次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 外壁の平均熱還流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱還流率について5%を超えない増加
- (ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

• **機械換気設備**

評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
- (ろ) 計算対象外床面積について5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）

• **照明設備**

評価対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

• **給湯設備**

評価対象となる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

• **太陽光発電**

次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

- (い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
- (ろ) パネルの方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更

軽微変更 C 再計算によって基準適合が明らかなる変更